

## 医療費個人未収金の回収業務委託について

当院では、回収が困難となっている未収金について、適切にお支払いいただいている患者様との公平性の確保と病院経営の健全化のために、平成 29 年 6 月より民間業者に回収業務を委託することとしましたのでお知らせします。

当院における医療費の自己負担金の未払い(個人未収金)につきましては、多くの方は、速やかにお支払いいただいておりますが、電話や文書等による督促にもかかわらず、長期にわたってお支払いが滞る事例もあり、このような未収金の拡大が病院経営の課題となっています。

つきましては、病院からの再三の請求に対して、お支払いいただけない方には、委託先の「弁護士法人 館野法律事務所」から支払いについてご連絡いたしますので、ご了承下さいます様お願い申し上げます。

### 委託業者

弁護士法人 館野法律事務所

東京都渋谷区渋谷 2-16-2 南雲ビル 2階・4階

代表者氏名 弁護士 館野 完

### 委託後の支払案内等について

回収業務契約締結後は、当院に代わり、委託業者が支払案内等を行います。

収納事務についても、委託業者が当院に代わりに行うことから、原則として、委託業者が指定する口座等にお支払いを頂くことになります。